介　護　サ　ー　ビ　ス　事　業　者
自　　主　　点　　検　　表
（平成２７年５月版）

特定福祉用具販売

及び

介護予防特定福祉用具販売

事業所番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

事業所の名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

〒
事業所の所在地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

開設法人の名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

開設法人の代表者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

管理者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

記入者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

記入年月日　　　　平成　　年　　月　　日

埼玉県　27.5.12　Vol.2

介護サービス事業者自主点検表の作成について

１　趣　旨

　利用者に適切な介護サービスを提供するためには、事業者自らが自主的に事業の運営状況を点検し、人員、設備及び運営に関する基準が守られているか常に確認することが必要です。

　そこで県では、介護サービス事業者ごとに、法令、関係通知及び国が示した介護保険施設等指導指針のうちの主眼事項着眼点を基に、自主点検表を作成し、運営上の必要な事項について、自主点検をお願いし、県が行う事業者指導と有機的な連携を図ることとしました。

２　実施方法

（１）毎年定期的に実施するとともに、事業所への実地指導が行われるときは、他の関係書類とともに、県へ提出してください。なお、この場合、控えを必ず保管してください。

（２）複数の職員で検討のうえ点検してください。
（３）点検結果については、実施後３年間の保管をお願いします。
（４）「いる・いない」等の判定については、該当する項目を○で囲ってください。

（５）判定について該当する項目がないときは、選択肢に二重線を引き、「事例なし」又は「該当なし」と記入してください。
（６）この自主点検表は特定福祉用具販売の運営基準等を基調に作成されていますが、指定特定福祉用具販売事業者が指定特定介護予防福祉用具販売事業者の指定を併せて受け、かつ、指定特定福祉用具販売の事業と指定特定介護予防福祉用具販売の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合には、特定介護予防福祉用具販売についても特定福祉用具販売の運営基準等に準じて（特定福祉用具販売を特定介護予防福祉用具販売に読み替えて）一緒に自主点検してください。
　なお、太枠で囲われ、**ゴシック体**で書かれた部分については指定介護予防福祉用具販売事業独自の運営基準等ですので御留意ください。当該部分については、指定特定介護予防福祉用具販売事業の指定を受けている事業所のみ自主点検してください（特定介護予防福祉用具販売の利用者がいない場合でも、自主点検をしていただくものですが、利用者がいないため該当する項目がないなどの場合には上の（５）に従って記入してください。）。

　指定基準は、従来、厚生労働省令（国の基準）で定められていましたが、平成23年の法改正で、指定権者が条例で定めることになりました。
　埼玉県では、平成24年12月25日に条例を公布し、県独自の基準を除き、公布の日から施行されています。また、県独自の基準については、平成25年4月1日から施行されています。
　なお、国の基準が項目ごとに、①従うべきもの、②標準とするもの、③参酌するものに分けられ、これらに応じて条例を定めていますので、「根拠法令」の欄には、県条例の基準に加えて、国の基準等を併記しています。

「根拠法令」の欄は、次を参照してください。

「条例」	介護保険法施行条例（平成２４年埼玉県条例第６６号）
「平２５高介2516-2」	埼玉県軽費老人ホーム、特別養護老人ホーム等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び介護保険法施行条例の県独自基準の施行について（平成２５年３月２７日高介第２５１６－２号埼玉県福祉部高齢介護課長通知）
「法」	介護保険法（平成９年法律第１２３号）
「施行令」	介護保険法施行令（平成１０年政令第４１２号）
「施行規則」	介護保険法施行規則（平成１１年厚生省令第３６号）
「平１１厚令３７」	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成１１年３月３１日厚生省令第３７号）
「平１１老企２５」	指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について

「平１１厚告９４」	厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目（平成１１年３月３１日厚生省告示第９４号）
「平１２老企３４」	介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱について (平成１２年1月３１日)
「平１８厚労令３５」	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成１８年３月１４日厚生労働省令第３５号）
「平１８老振0331011」	福祉用具専門相談員について（平成１８年３月３１日老振発0331011号老健局振興課長通知）
「平２１老振0410001」	「厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目」及び「介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて」の改正等に伴う実施上の留意事項について (平成２１年４月１０日老振発第0410001号老健局振興課長通知)
「平２６老発1212第1号」	介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令及び介護保険法施行規則等の一部を改正する省令の公布について（平成２６年１２月１２日老発1212第1号老健局長通知）
「高齢者虐待防止法」	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成１７年法律第１２４号）

介護サービス事業者自主点検表　目次

自主点検シート（特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売）			
自主点検項目	自　主　点　検　の　ポ　イ　ン　ト		根拠法令
第１　一般原則			
	①　利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めていますか。	いる・いない	条例第4条第1項 平11厚令37 第3条第1項
	②　地域との結び付きを重視し、市町村、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めていますか。	いる・いない	条例第4条第2項 平11厚令37 第3条第2項
	③　サービスの提供により事故が発生しないよう利用者の安全の確保に努めていますか。	いる・いない	条例第4条第3項
第２　基本方針			
1　特定福祉用具販売の基本方針	特定福祉用具販売の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な特定福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、特定福祉用具を販売することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るものとなっていますか。	いる・いない	条例第267条 平11厚令37 第207条
2　特定介護予防福祉用具販売の基本方針	特定介護予防福祉用具販売の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な特定介護予防福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、特定介護予防福祉用具を販売することにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとなっていますか。	いる・いない	条例第693条 平18厚労令35 第281条
	※　介護保険の給付対象となる福祉用具は、「厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目」（平成１１年３月３１日 厚生労働省告示第９４号）及び「介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて」(平成１２年1月３１日 老企第３４号）において定められた種目となります。 ①　腰掛便座 次のいずれかに該当するものに限る。 一　和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの 二　洋式便器の上に置いて高さを補うもの 三　電動式又はスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有しているもの 四　便座、バケツ等からなり、移動可能である便器（居室において利用可能であるものに限る。） 五　水洗ポータブルトイレ ②　自動排泄処理装置の交換可能部品		法第8条第13項 平11厚告94 平12老企第34

自主点検項目	自　主　点　検　の　ポ　イ　ン　ト		根拠法令
	③　入浴補助用具 　座位の保持、浴槽への出入り等の入浴に際しての補助を目的とする用具であって次のいずれかに該当するものに限る。 一　入浴用椅子 二　浴槽用手すり 三　浴槽内椅子 四　入浴台 　浴槽の縁にかけて利用する台であって、浴槽への出入りのためのもの 五　浴室内すのこ 六　浴槽内すのこ 七　入浴用介助ベルト ④　簡易浴槽 　空気式又は折りたたみ式等で容易に移動できるものであって、取水又は排水のために工事を伴わないもの ⑤　移動用リフトのつり具の部分 ※　２つ以上の機能を有する福祉用具については、次のとおり取り扱います。 （１）それぞれの機能を有する部分を区分できる場合には、それぞれの機能に着目して部分ごとに１つの福祉用具として判断する。 （２）区分できない場合であって、購入告示に掲げる特定福祉用具の種目に該当する機能が含まれているときは、福祉用具全体を当該特定福祉用具として判断する。 （３）福祉用具貸与の種目及び特定福祉用具の種目に該当しない機能が含まれる場合は、法に基づく保険給付の対象外として取り扱う。		
第３　人員に関する基準			
	※　「常勤」（用語の定義） 　当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（週３２時間を下回る場合は週３２時間を基本とする。）に達していることをいうものです。 　ただし、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年法律第７６号）第２３条第１項に規定する所定労働時間の短縮措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を３０時間として取り扱うことを可能とします。		平11老企25 第2の2の(3)

自主点検項目	自　主　点　検　の　ポ　イ　ン　ト		根拠法令
	同一の事業者によって当該事業所に併設される事業所の職務であって、当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすものであることとします。例えば、一の事業者によって行われる福祉用具販売事業所と居宅介護支援事業所が併設されている場合、福祉用具販売事業所の管理者と居宅介護支援事業所の管理者を兼務している者は、その勤務時間の合計が所定の時間に達していれば、常勤要件を満たすことになります。		
	※　「専ら従事する」「専ら提供に当たる」（用語の定義） 　原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいうものです。この場合のサービス提供時間帯とは、当該従業者の当該事業所における勤務時間をいうものであり、当該従業者の常勤・非常勤の別を問いません。		平11老企25 第2の2の(4)
	※　「常勤換算方法」（用語の定義） 　当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数（週３２時間を下回る場合は週３２時間を基本とする。）で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいうものです。この場合の勤務延時間数は、当該事業所の指定に係る事業のサービスに従事する勤務時間の延べ数であり、例えば、当該事業所が福祉用具販売と訪問介護の指定を重複して受ける場合であって、ある従業員が福祉用具専門相談員と訪問介護員を兼務する場合、福祉用具専門相談員の勤務延時間数には、福祉用具専門相談員としての勤務時間だけを算入することとなるものです。		平11老企25 第2の2の(1)
1　福祉用具専門相談員	事業を行う者が当該事業を行う事業所ごとに置くべき福祉用具専門相談員の員数は、常勤換算方法で２人以上配置されていますか。	いる・いない	条例第268条 平11厚令37 第208条
	※　福祉用具専門相談員は、次のいずれかに該当すること。 ア　保健師 イ　看護師 ウ　准看護師 エ　理学療法士 オ　作業療法士 カ　社会福祉士 キ　介護福祉士 ク　義肢装具士 ケ　介護保険法施行令第3条第1項に規定する養成研修を修了した者(平成27年4月1日時点で養成研修を修了している者に限る) コ　福祉用具専門相談員指定講習事業者により行われる当該講習課程を修了し、当該福祉用具専門相談員指定講習事業者から当該福祉用具専門相談員指定講習を修了した旨の証明書の交付を受けた者		介護保険法施行令第4条第1項 平11老企25 第3の11の1(1) 平26老発1212 第1号 平18老振 0331011第１
	※　ケの「介護保険法施行令第3条第1項に規定する養成研修」とは、介護職員初任者研修課程をいいます。 　なお、既に介護職員基礎研修課程、訪問介護に関する１級課程又は２級課程を修了している者については、介護職員初任者研修課程を修了した者とみなされます。		施行規則第22条の31

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト		根拠法令
	※　福祉用具専門相談員の員数については、常勤換算方法で２人以上とされていますが、当該特定福祉用具販売事業者が、特定介護予防福祉用具販売、福祉用具貸与又は介護予防福祉用具貸与に係る事業者の指定を併せて受ける場合であって、これらの指定に係る事業所と福祉用具販売事業所が一体的に運営される場合については、常勤換算方法で２人以上の福祉用具専門相談員を配置することをもって、これらの指定に係るすべての人員基準を満たしているものとみなすことができます。 　したがって、例えば、同一の事業所において、福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与、特定福祉用具販売、特定介護予防福祉用具販売の４つの指定を併せて受けている場合であっても、これらの運営が一体的になされているのであれば、福祉用具専門相談員は常勤換算方法で２人でもって足りるものです。		準用(平11老企25第3の11の1(1))
2　特定介護予防福祉用具販売事業の福祉用具専門相談員	**特定介護予防福祉用具販売事業者が特定福祉用具販売事業者、福祉用具貸与事業者、介護予防福祉用具貸与事業者の指定を併せて受け、かつ、特定介護予防福祉用具販売事業とこれらの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、これらの事業における福祉用具専門相談員の基準を満たすことをもって、特定介護予防福祉用具販売事業における当該基準を満たしているものとみなすことができます。**		**条例第694条 平18厚老令35第282条第2項**
3 管理者	事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置いていますか。 ※　以下の場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができます。 ア　当該事業所で福祉用具専門相談員として職務に従事する場合 イ　同一敷地内にある又は道路を隔てて隣接する等、特に当該事業所の管理業務に支障がないと認められる範囲内にある他の事業所、施設等の職務に従事する場合	いる・いない	条例第269条 平11厚令37 第209条 準用（平11老企25第3の1の1(3)）
第４　設備に関する基準			
1　設備及び備品等	事業の運営を行うために必要な広さの区画を有するほか、特定福祉用具販売の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えていますか。 ※　購入申込の受付、相談等に対応するために適切なスペースを確保してください。 ※　他の事業所又は施設等と同一敷地内にある場合であって、特定福祉用具販売の事業及び当該他の事業所又は施設等の運営に支障がない場合は、当該他の事業所又は施設等に備え付けられた設備及び備品等を使用することができるものとします。	いる・いない	条例第270条 平11厚令37 第210条 平11老企25 第3の12の2(1) 平11老企25 第3の12の2(2)

自主点検項目	自　主　点　検　の　ポ　イ　ン　ト		根拠法令
2　特定介護予防福祉用具販売事業の設備及び備品等	**特定介護予防福祉用具販売事業者が特定福祉用具販売事業者の指定を併せて受け、かつ、特定介護予防福祉用具販売事業と特定福祉用具販売事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、特定福祉用具販売事業における設備及び備品等の基準（上記１）を満たすことをもって、特定介護予防福祉用具販売事業における当該基準を満たしているものとみなすことができます。**		**条例第696条第2項 平18厚老令35第284条第2項**
第５　運営に関する基準			
1　内容及び手続の説明及び同意	サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項について、わかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、サービス提供の開始について利用申込者の同意を得ていますか。 ※　サービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書の内容は、以下のとおりです。 ア　運営規程の概要 イ　福祉用具専門相談員の勤務体制 ウ　事故発生時の対応 エ　苦情処理の体制　等 ※　同意は利用者及び特定福祉用具販売事業者双方の保護の立場から、書面によって確認することが望ましいものです。	いる・いない	条例277条 準用（9条） 平11厚令37 第216条 準用(第8条) 準用(平11老企25第3の1の3(1))
2　提供拒否の禁止	正当な理由なくサービスの提供を拒んでいませんか。 ※　サービスの提供を拒むことのできる正当な理由がある場合とは、次の場合です。 ア　当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合 イ　利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合 ウ　その他利用申込者に対し、自ら適切なサービスを提供することが困難な場合	いない・いる	条例第277条 準用（第10条） 平11厚令37 第216条 準用(第9条) 準用(平11老企25第3の1の3(2))
3　サービス提供困難時の対応	通常の事業の実施地域、取り扱う特定福祉用具の種目等を勘案し、利用申込者に自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の特定福祉用具販売事業者等の紹介、その他必要な措置を速やかに講じていますか。	いる・いない	条例第277条 準用（第11条） 平11厚令37 第216条 準用(第10条) 準用(平11老企25第3の1の3(3))

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト		根拠法令
4　受給資格等の確認	①　サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって被保険者資格、要介護認定の有無及び有効期間を確かめていますか。	いる・いない	条例第277条 準用（第12条） 平11厚令37 第216条 準用(第11条) 準用(平11老企25第3の1の3(4))
	②　被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該意見に配慮してサービスを提供するように努めていますか。	いる・いない	
5　要介護認定の申請に係る援助	①　サービスの提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。	いる・いない	条例第277条 準用（第13条） 平11厚令37 第216条 準用(第12条) 準用(平11老企25第3の1の3(5))
	②　居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する３０日前までにはなされるよう、必要な援助を行っていますか。	いる・いない	
6　心身の状況等の把握	サービス提供に当たっては、サービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めていますか。	いる・いない	条例第277条 準用（第14条） 平11厚令37 第216条 準用(第13条)
7　居宅介護支援事業者等との連携	①　サービスを提供するに当たっては、居宅介護支援事業者、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。	いる・いない	条例第277条 準用（第15条） 平11厚令37 第216条 準用(第14条)
	②　サービス提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な相談又は助言を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。	いる・いない	
8　居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿ったサービスを提供していますか。	いる・いない	条例第277条 準用（第17条） 平11厚令37 第216条 準用(第16条)

自主点検項目	自　主　点　検　の　ポ　イ　ン　ト		根拠法令
9　居宅サービス計画等の変更の援助	利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行っていますか。 ※　利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合とは、利用者の状態の変化等により追加的なサービスが必要となり、当該サービスを法定代理受領サービスとして行う等のために居宅サービス計画の変更が必要となった場合で、特定福祉用具販売事業者からの当該変更の必要性の説明に対し利用者が同意する場合を含みます。 ※　当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡、サービスを追加する場合に当該サービスを法定代理受領サービスとして利用する場合には支給限度額の範囲内で居宅サービス計画を変更する必要性がある旨の説明、その他の必要な援助を行ってください。	いる・いない	条例第277条 準用（第18条） 平11厚令37 第216条 準用(第17条) 準用（平11老企25第3の1の3(7)
10　身分を証する書類の携行	従業者に身分を証する書類（身分を明らかにする証書や名札等）を携行させ、利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨の指導をしていますか。 ※　当該証書等には、当該事業所の名称、当該福祉用具専門相談員の氏名を記載するものとし、当該従業者の写真の貼付や職能の記載を行うことが望ましいです。	いる・いない	条例第277条 準用（第19条） 平11厚令37 第216条 準用(第18条) 準用(平11老企25第3の1の3(8))
11　サービスの提供の記録	サービスを提供した際には、サービスの提供日、提供した具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を書面（サービス提供記録、業務日誌等）に記録するとともに、サービス事業者間の密接な連携等を図るため、利用者から申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を提供していますか。 ※　記載すべき必要事項には、次にあげるものが考えられます。 ア　特定福祉用具販売の提供日 イ　種目及び品名 ウ　利用者の心身の状況 エ　その他必要な事項	いる・いない	条例第271条 平11厚令37 第211条 平11老企25 第3の12の3(1)

自主点検項目	自　主　点　検　の　ポ　イ　ン　ト		根拠法令
12　販売費用の額等の受領	①　サービスの提供をした際には、当該特定福祉用具の購入に要した費用の額（以下「販売費用の額」という。）の支払を受けていますか。 ※　「販売費用の額」とは、現に当該特定福祉用具の購入に要した費用の額であり、その費用には、通常の事業の実施地域において特定福祉用具販売を行う場合の交通費等が含まれることとします。 　また、特定福祉用具販売事業者は、現に当該特定福祉用具の購入に要した費用の額として適切な販売費用の額を設定し、特定福祉用具販売の提供内容によって利用者から選択されることが本旨です。そのため、特定福祉用具販売事業者が受領した自己の特定福祉用具の購入に要した費用を金品その他の財産上の利益に替えて直接的又は間接的に供与し、事実上自己の利用者の利用者負担の全部又は一部を軽減している場合は、本項の趣旨からは除かれるものです。また、自己以外の者が自己の特定福祉用具の購入に係る利用者負担を前提として、自己の利用者に対して金品その他の財産上の利益を供与している場合も同様です。	いる・いない	条例第272条 平11厚令37 第212条 平11老企25 第3の12の3(2) ①
	②　上記①の支払を受ける額のほか、次の費用の額の支払を受けることができますが、費用の額の受領を行う場合は適切に行っていますか。 ア　通常の事業の実施地域以外の地域において特定福祉用具販売を行う場合の交通費 イ　特定福祉用具の搬入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用 ※　介護保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の徴収は認められません。	いる・いない	平11老企25 第3の12の3(2) ②
	③　上記②の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ていますか。	いる・いない	
13　保険給付の申請に必要となる書類等の交付	特定福祉用具販売に係る販売費用の額の支払を受けた場合は、次の事項を記載した書面を利用者に対して交付していますか。 ア　当該特定福祉用具販売事業所の名称 イ　販売した特定福祉用具の種目及び品目の名称及び販売費用の額その他必要と認められる事項を記載した証明書 ウ　領収書 エ　当該特定福祉用具のパンフレットその他当該特定福祉用具の概要	いる・いない	条例第273条 平11厚令37 第213条 平11老企25 第3の12の3(3)

自主点検項目	自　主　点　検　の　ポ　イ　ン　ト		根拠法令
14　特定福祉用具販売の基本取扱方針	①　特定福祉用具販売は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止並びに利用者を介護する者の負担の軽減に資するよう、その目標を設定し、計画的に行っていますか。	いる・いない	条例第277条 準用(255条) 平11厚令37 第216条 準用(第198条)
	②　常に、清潔かつ安全で正常な機能を有する特定福祉用具を販売していますか。	いる・いない	
	③　事業者は、自ら提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。	いる・いない	
15　特定福祉用具販売の具体的取扱方針	①　サービスの提供に当たっては、特定福祉用具販売計画に基づき、特定福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して特定福祉用具の機能、使用方法、販売費用の額等に関する情報を提供し、個別の特定福祉用具の販売に係る同意を得ていますか。	いる・いない	条例第274条 平11厚令37 第214条
	②　サービスの提供に当たっては、販売する特定福祉用具の機能、安全性、衛生状態に関し、点検を行っていますか。	いる・いない	
	③　サービスの提供に当たっては、利用者の身体の状況等に応じて特定福祉用具の調整を行うとともに、当該特定福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に実際に当該特定福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行っていますか。 ※　特に、腰掛け便座、自動排泄処理装置の交換可能部品等の使用に際し衛生面から注意が必要な福祉用具については、衛生管理の必要性等利用に際しての注意事項を十分説明してください。 ※　「福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書」は、当該特定福祉用具の製造事業者、特定福祉用具販売事業者等の作成した取扱説明書をいいます。	いる・いない	平11老企25 第3の12の3(4) ②
	④　居宅サービス計画に特定福祉用具販売が位置付けられる場合には、当該計画に特定福祉用具販売が必要な理由が記載されるように必要な措置を講じていますか。 ※　福祉用具専門相談員は、サービス担当者会議等を通じて、福祉用具の適切な選定のための助言及び情報提供を行う等の必要な措置を講じてください。	いる・いない	平11老企25 第3の12の3(4) ③

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト		根拠法令
16　特定福祉用具販売計画の作成	①　福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、特定福祉用具販売の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した特定福祉用具販売計画を作成していますか。	いる・いない	条例第275条 平11厚令37 第214条の2
	※　上記の場合において、福祉用具貸与の利用がある場合は、福祉用具貸与と特定福祉用具販売に係る計画は、一体のものとして作成してください。		平11老企25 第3の12の3(4) ④
	※　福祉用具専門相談員は、特定福祉用具販売計画には、福祉用具の利用目標、具体的な福祉用具の機種、当該機種を選定した理由等を記載してください。その他、関係者間で共有すべき情報（福祉用具使用時の注意事項等）がある場合には、留意事項に記載してください。 なお、既に居宅サービス計画が作成されている場合には、当該計画に沿って特定福祉用具販売計画を立案してください。 また、特定福祉用具販売計画の様式については、各事業所ごとに定めるもので差し支えありません。		
	②　特定福祉用具販売計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成していますか。	いる・いない	
	③　福祉用具専門相談員は、特定福祉用具販売計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ていますか。	いる・いない	
	④　福祉用具専門相談員は、特定福祉用具販売計画を作成した際には、当該特定福祉用具販売計画を利用者に交付していますか。	いる・いない	
	※　特定福祉用具販売計画は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成されなければならないものであり、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するため、福祉用具専門相談員は、特定福祉用具販売計画の作成に当たっては、その内容等を説明した上で利用者の同意を得なければならず、また、当該特定福祉用具販売計画を利用者に交付しなければなりません。 なお、特定福祉用具販売計画は、２年間保存しなければなりません。		平11老企25 第3の12の3（4）④

自主点検項目	自　主　点　検　の　ポ　イ　ン　ト		根拠法令
	⑤　特定福祉用具販売事業者は、当該居宅サービス計画を作成している指定居宅介護支援事業者から特定福祉用具販売計画の提供の求めがあった際には、当該特定福祉用具販売計画を提供することに協力するよう努めていますか。 　居宅介護支援の運営基準において、「介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者等に対して、居宅サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めるものとする」と規定されたことを踏まえたものです。	いる・いない	平11老企25第3の1の3（13）の6準用
17　高齢者虐待の防止	①　事業所の従業者は高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めていますか。 （高齢者虐待に該当する行為） ア　利用者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。 イ　利用者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。 ウ　利用者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の利用者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。 エ　利用者にわいせつな行為をすること又は利用者をしてわいせつな行為をさせること。 オ　利用者の財産を不当に処分することその他当該利用者から不当に財産上の利益を得ること。	いる・いない	高齢者虐待防止法第5条 高齢者虐待防止法第2条
	②　高齢者虐待の防止について、従業者への研修の実施、サービスの提供を受ける利用者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備等、虐待の待防止のための措置を講じていますか。	いる・いない	高齢者虐待防止法第20条
	③　高齢者虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市町村に通報していますか。	いる・いない	高齢者虐待防止法第21条
18　利用者に関する市町村への通知	利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知していますか。 ア　正当な理由なしに特定福祉用具販売の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。 イ　偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。	いる・いない	条例第277条準用（第27条） 平11厚令37第216条 準用(第26条) 準用(平11老企25第3の1の3(14))
19　管理者の責務	①　管理者は、当該事業所の従業者の管理及びサービスの利用申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っていますか。	いる・いない	条例第277条準用（第56条） 平11厚令37第216条 準用(第52条)
	②　管理者は、当該事業所の従業者に「運営に関する基準」を遵守させるために必要な指揮命令を行っていますか。	いる・いない	

自主点検項目	自　主　点　検　の　ポ　イ　ン　ト		根拠法令
20　運営規程	次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下、「運営規程」という。）を定めていますか。 ※　運営規程には、次の事項を定めるものとします。 ア　事業の目的及び運営の方針 イ　従業者の職種、員数及び職務内容 ウ　営業日及び営業時間 エ　特定福祉用具販売の提供方法、取り扱う種目及び販売費用の額その他の費用の額 オ　通常の事業の実施地域 カ　その他運営に関する重要事項 ※　エの「特定福祉用具販売の提供方法」は、福祉用具の選定の援助、納品及び使用方法の指導の方法等を指すものです。「販売費用の額」としては、現に当該特定福祉用具の購入に要した費用の額を、「その他の費用の額」としては、徴収が認められている費用の額並びに必要に応じてその他のサービスに係る費用の額を規定するものです。 個々の福祉用具の販売費用の額等については、その額の設定の方式及び目録に記載されている旨を記載すれば足りるものとし、運営規程には必ずしも額自体の記載を要しないものです。 ※　オの「通常の事業の実施地域」は、客観的にその区域が特定されるものとしてください。なお、当該地域を越えてサービスが行われることを妨げるものではありません。	いる・いない	条例第277条準用（第258条） 平11厚令37第216条 平11老企25第3の12の3(6)③ 準用(平11老企25第3の1の3(17))
21　勤務体制の確保等	①　利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めていますか。 ※　原則として月ごとの勤務表を作成してください。 ※　事業所ごとに、福祉用具専門相談員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を勤務表上明確にしてください。	いる・いない	条例第277条準用(第108条) 平11厚令37第216条準用(第101条) 平11老企25第3の12の3(6)②イ
	②　当該事業所の従業者によってサービスを提供していますか。 （ただし、利用者のサービス利用に直接影響を及ぼさない業務についてはこの限りではありません。） ※　当該事業所の従業者とは、雇用契約その他の契約により、当該事業所の管理者の指揮命令下にある従業者を指すものとします。 ※　特定福祉用具の選定の援助、機能等の点検、使用方法の指導等については、当該事業所の従業者たる福祉用具専門相談員が行うべきであるが、特定福祉用具に係る運搬等の利用者のサービス利用に直接影響を及ぼさない業務については、福祉用具専門相談員以外の者又は第三者に行わせることが認められるものとしたものです。	いる・いない	平11老企25第3の12の3(6)②ロ

自主点検項目	自　主　点　検　の　ポ　イ　ン　ト		根拠法令
22　適切な研修の機会の確保	福祉用具専門相談員の資質の向上のために、特定福祉用具に関する適切な研修の機会を確保していますか。 ※　特定福祉用具の種類が多種多様であり、かつ、常に新しい機能を有するものが開発されるとともに、要介護者の要望は多様であるため、福祉用具専門相談員は、常に最新の専門知識に基づいた情報提供、選定の相談等を行うことが求められます。このため、事業者は、福祉用具専門相談員に特定福祉用具の構造、使用方法等についての継続的な研修を定期的かつ計画的に受けさせなければならないこととしたものです。 また、福祉用具専門相談員の質の向上の観点から、特定福祉用具に関する必要な知識及び技能の習得、維持及び向上に努める自己研鑽の努力義務が設けられています。	いる・いない	条例第277条 準用(第259条) 平11厚令37 第216条 準用(第201条) 準用(平11老企25第3の11の3(5))
23　特定福祉用具の取扱種目	利用者の身体状態の多様性、変化等に対応することができるよう、できる限り多くの種類の特定福祉用具を取り扱うようにしていますか。	いる・いない	条例第277条 準用(第260条) 平11厚令37 第216条 準用(第202条)
24　衛生管理等	①　従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っていますか。	いる・いない	条例第277条 準用（第33条) 平11厚令37 第216条 準用(第31条)
	②　事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めていますか。 ※　福祉用具専門相談員が感染源となることを予防し、また福祉用具専門相談員を感染の危険から守るため、使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じてください。	いる・いない	準用(平11老企25第3の1の3(20))
25　掲示及び目録の備え付け	①　事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していますか。 ※　利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項とは、運営規程の概要、特定福祉用具販売事業所の従業者の勤務の体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制等をいいます。	いる・いない	条例第277条 準用(第262条) 平11厚令37 第216条 準用(第204条)
	②　利用者の特定福祉用具の選択に資するため、事業所に、その取扱う福祉用具の品名及び品名ごとの販売費用の額その他の必要事項が記載された目録等を備え付けていますか。	いる・いない	

自主点検項目	自主点検のポイント		根拠法令
26　秘密保持等	①　従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じていますか。 ※　秘密を保持すべき旨を就業規則に規定したり、誓約書等をとるなどの措置を講じてください。	いる・いない	条例第277条 準用（第35条） 平11厚令37 第216条 準用(第33条)
	②　従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていますか。 ※　従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を従業者との雇用時等に取り決め、例えば違約金について定める等の措置を講じてください。	いる・いない	準用(平11老企25第3の1の3(21)②)
	③　サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ていますか。 ※　この同意はサービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りるものです。	いる・いない	準用(平11老企25第3の1の3(21)③)
	④　「個人情報の保護に関する法律」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」に基づき、入居者及びその家族の個人情報を適切に取り扱っていますか。 ※　個人情報については、安全管理の観点（第三者の目につかないようにする等）から、鍵のかかるロッカー・キャビネット等への保管が望ましいです。 「個人情報の保護に関する法律」の概要 ア　利用目的をできる限り特定し、その利用目的の達成に必要な範囲内で個人情報を取り扱うこと イ　個人情報は適正な方法で取得し、取得時に本人に対して利用目的の通知又は公表をすること ウ　個人データについては、正確かつ最新の内容に保つように努め、安全管理措置を講じ従業者及び委託先を監督すること エ　あらかじめ本人の同意を得なければ、第三者に個人データを提供してはならないこと オ　保有個人データについては、利用目的などを本人の知り得る状態に置き、本人の求めに応じて開示・訂正・利用停止等を行うこと カ　苦情の処理に努め、そのための体制の整備をすること 「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」より 医療・介護関係事業者は、個人情報を提供してサービスを受ける患者・利用者から、その規模によらず良質かつ適切な医療・介護サービスの提供のために最善の努力を行う必要があること等から、本ガイドラインにおいては、個人情報取扱事業者としての法令上の義務を負わない医療・介護事業者にも本ガイドラインを遵守する努力を求めるものです。	いる・いない	個人情報の保護に関する法律(平15年法律第57号) 医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン(平16.12.24厚労省) 医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン(平16.12.24厚労省)

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト		根拠法令
27　広告	事業所について広告する場合においては、その内容が虚偽又は誇大な表現となっていませんか。	いない・いる	条例第277条 準用（第36条） 平11厚令37 第216条 準用(第34条)
28　居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。	いない・いる	条例第277条 準用（第37条） 平11厚令37 第216条 準用(第35条)
29　苦情処理	①　サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じていますか。 ※　必要な措置とは、具体的には以下のとおりです。 ア　苦情を受け付けるための窓口を設置する。 イ　相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講じる措置の概要について明らかにする。 ウ　利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要について記載する。 エ　苦情に対する措置の概要について事業所に掲示する。	いる・いない	条例第277条 準用(第38条) 平11厚令37 第216条 準用(第36条) 準用(平11老企25第3の1の3(23)①)
	②　①の苦情を受け付けた場合には、当該苦情受付日、その内容等を記録していますか。 ※　苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行ってください。 ※　記録の整備については、台帳等を作成し記録するとともに、利用者個票等に個別の情報として記録することが望ましいです。記録は２年間保存してください。	いる・いない	準用(平11老企25第3の1の3(23)②)
	③　市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め、又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。	いる・いない	
	④　市町村からの求めがあった場合には、③の改善の内容を市町村に報告していますか。	いる・いない	

自主点検項目	自　主　点　検　の　ポ　イ　ン　ト		根拠法令
	⑤　利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。	いる・いない	
	⑥　国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、⑤の改善内容を報告していますか。	いる・いない	
30 地域との連携	利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めていますか。 ※　介護相談員を派遣する事業を積極的に受け入れる等、市町村との密接な連携に努めることを規定したものです。 なお、「市町村が実施する事業」には、介護相談員派遣事業のほか、広く市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれるものです。	いる・いない	条例第277条 準用（第39条） 平11厚令37 第216条 準用(第36条の2) 準用(平11老企25第3の1の3(24))
31　事故発生時の対応	①　サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。 ※　事故が発生した場合の対応方法について、あらかじめ定めておくことが望ましいです。	いる・いない	条例第277条 準用（第40条） 平11厚令37 第216条 準用(第37条) 準用(平11老企25第3の1の3(25))
	②　①の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していますか。 ※　記録の整備については、台帳等を作成し記録するとともに、利用者個票等に個別の情報として記録することが望ましいです。 ※　事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録は、２年間保存しなければなりません。	いる・いない	

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト		根拠法令
	③　利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていますか。 ※　速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましいです。	いる・いない	
	④　事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じていますか。	いる・いない	
32　会計の区分	事業所ごとに経理を区分するとともに、当該事業の会計とその他の事業の会計を区分していますか。 ※　具体的な会計処理の方法等については、次の通知に基づき適切に行ってください。 ア　「指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて」（平成１２年３月１０日 老計第８号） イ　「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」（平成１３年３月２８日 老振発第１８号） ウ　「介護保険・高齢者保健福祉事業に係る社会福祉法人会計基準の取扱いについて」 （平成２４年３月２９日　老高発第０３２９第１号）	いる・いない	条例第277条 準用（第41条） 平11厚令37 第216条 準用(第38条) 準用(平11老企25第3の1の3(26))
33　記録の整備	①　従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。	いる・いない	条例第276条 平11厚令37 第215条
	②　利用者に対するサービスの提供に関する次に掲げる諸記録を整備し、その完結の日から２年間保存していますか。 ア　特定福祉用具販売計画 イ　提供した個々の特定福祉用具販売に関する記録 ウ　条例第27条（基準第26条）に係る市町村への通知に係る記録 エ　条例第38条第2項（基準第36条第2項）に係る苦情の内容等の記録 オ　基準第37条第2項に係る事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	いる・いない	平11老企25第3の12の3(5)

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト		根拠法令
（予防）介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準			
1　特定介護予防福祉用具販売の基本取扱方針	①　特定介護予防福祉用具販売は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われていますか。 ※　サービスの提供にあたっては、一人ひとりの高齢者ができる限り要介護状態にならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として行われるものであることに留意しつつ行ってください。	いる・いない	条例第702条 平18厚労令35 第290条 平11老企25 第4の3の12 (1)
	②　事業者は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。	いる・いない	
	③　サービスの提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援をすることが目的とするものであることを常に意識していますか。	いる・いない	
	④　利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービス提供に努めていますか。 ※　利用者ができないことを単に補う形でのサービス提供は、かえって利用者の生活機能の低下を引き起こし、サービスへの依存を生み出している場合があるとの指摘を踏まえ、「利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行う」ことを基本として、利用者のできる能力を阻害するような不適切なサービス提供をしないよう配慮してください。	いる・いない	
2　特定介護予防福祉用具販売の具体的取扱方針	①　サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、特定介護予防福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して特定介護予防福祉用具の機能、使用方法、販売費用の額等に関する情報を提供し、個別の特定介護予防福祉用具の販売に係る同意を得ていますか。	いる・いない	条例第703条 平18厚労令35 第291条 平11老企25 第4の3の12 (2)
	②　サービスの提供に当たっては、特定介護予防福祉用具販売計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行っていますか。	いる・いない	

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト		根拠法令
	③　サービスの提供に当たっては、販売する特定介護予防福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行っていますか。	いる・いない	
	④　サービスの提供に当たっては、利用者の身体の状況等に応じて特定介護予防福祉用具の調整を行うとともに、当該特定介護予防福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に実際に当該福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行っていますか。 ※　特に、腰掛け便座、自動排泄処理装置の交換可能部品等の使用に際し衛生面から注意が必要な福祉用具については、衛生管理の必要性等、利用に際しての注意事項について十分説明してください。 ※　「福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書」は、当該特定介護予防福祉用具の製造事業者、特定介護予防福祉用具販売事業者等の作成した取扱説明書をいいます。	いる・いない	
	⑤　介護予防サービス計画に特定介護予防福祉用具販売が位置づけられる場合には、当該計画に特定介護予防福祉用具販売が必要な理由が記載されるように必要な措置を講じていますか。 ※　福祉用具専門相談員は、サービス担当者会議等を通じて「利用者の自立の可能性を最大限に引き出す支援を行う」ことを基本として、特定介護予防福祉用具の適切な選定のための助言及び情報提供を行う等の必要な措置を講じてください。	いる・いない	
3　特定介護予防福祉用具販売計画の作成	①　福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、特定介護予防福祉用具販売の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した特定介護予防福祉用具販売計画を作成していますか。 ※　上記の場合において、特定介護予防福祉用具貸与の利用がある場合は、特定介護予防福祉用具販売計画と一体のものとして作成してください。 ※　特定介護予防福祉用具販売計画作成に当たっては、福祉用具の利用目標、具体的な福祉用具の機種、当該機種を選定した理由等を明らかにしてください。その他、関係者間で共有すべき情報（福祉用具使用時の注意事項等）がある場合には、留意事項に記載してください。 　なお、特定介護予防福祉用具販売計画の様式については、各事業所ごとに定めるもので差し支えありません。	いる・いない	条例704条 平18厚労令35 第292条 平11老企25 第4の12の(3)

自主点検項目	自主点検のポイント		根拠法令
	②　特定介護予防福祉用具販売計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成していますか。	いる・いない	
	③　福祉用具専門相談員は、特定介護予防福祉用具販売計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ていますか。	いる・いない	
	④　福祉用具専門相談員は、特定介護予防福祉用具販売計画を作成した際には、当該特定介護予防福祉用具販売計画を利用者に交付していますか。 ※　特定介護予防福祉用具販売計画は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成されなければならないものであり、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するため、福祉用具専門相談員は、特定介護予防福祉用具販売計画の作成に当たっては、その内容等を説明した上で利用者の同意を得なければならず、また、当該特定介護予防福祉用具販売計画を利用者に交付しなければなりません。 なお、特定介護予防福祉用具販売計画は、２年間保存しなければなりません。	いる・いない	
第６　変更の届出等			
	事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、または事業を再開したときは、１０日以内に知事（県福祉事務所等）に届け出していますか。 ※　変更の届出が必要な事項は、次に掲げるとおりです。 ア　事業所の名称及び所在地 イ　申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所等 ウ　申請者の定款、寄付行為等及びその登記簿の謄本又は条例等（当該事業に関するものに限る） エ　事業所（当該事業所の所在地以外の場所に事業の一部を行う施設を有するときは、当該施設を含む。）の平面図及び設備の概要 オ　事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴 カ　運営規程 キ　役員の氏名、生年月日及び住所 ※　事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の１月前までに、その旨を知事(県福祉事務所等)に届け出てください。	いる・いない	法第75条第1項 施行規則131条 法第75条第2項

自主点検項目	自　主　点　検　の　ポ　イ　ン　ト		根拠法令
第７　その他			
1　介護サービス情報の公表	指定情報公表センターへ基本情報と運営情報を報告するとともに見直しを行っていますか。 ※　原則として、前年度に介護サービスの対価として支払を受けた金額が１００万円を超えるサービスが対象。	いる・いない	法第115条の35第1項 施行規則第140条の44
2　法令遵守等の業務管理体制の整備	①　業務管理体制を適切に整備し、関係行政機関に届け出ていますか。 届出年月日　[平成　　年　　月　　日] 法令遵守責任者　[職名　　　　　　　　] [氏名　　　　　　　　] ※　事業者が整備等する業務管理体制の内容 <u>◎事業所の数が20未満</u> ・整備届出事項：法令遵守責任者 ・届出書の記載すべき事項：名称又は氏名、主たる事務所の所在地、代表者氏名等、法令遵守責任者氏名等 <u>◎事業所の数が20以上100未満</u> ・整備届出事項：法令遵守責任者、法令遵守規程 ・届出書の記載すべき事項：名称又は氏名、主たる事務所の所在地、代表者氏名等、法令遵守責任者氏名等、法令遵守規程の概要 <u>◎事業所の数が100以上</u> ・整備届出事項：法令遵守責任者、法令遵守規程、業務執行監査の定期的実施 ・届出書の記載すべき事項：名称又は氏名、主たる事務所の所在地、代表者氏名等、法令遵守責任者氏名等、法令遵守規程の概要 、業務執行監査の方法の概要	いる・いない	法第115条の32第1項 施行規則 第140条の39
	②　業務管理体制（法令等遵守）についての考え（方針）を定め、職員に周知していますか。	いる・いない	

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト		根拠法令
	③　業務管理体制（法令等遵守）について、具体的な取組を行っていますか。 ※　行っている具体的な取組（例）のアからカを○で囲むとともに、カについては、その内容を御記入ください。 ア　介護報酬の請求等のチェックを実施 イ　法令違反行為の疑いのある内部通報、事故があった場合速やかに調査を行い、必要な措置を取っている ウ　利用者からの相談・苦情等に法令等違反行為に関する情報が含まれているものについて、内容を調査し、関係する部門と情報共有を図っている エ　業務管理体制についての研修を実施している オ　法令遵守規程を整備している カ　その他（	いる・いない	
	④　業務管理体制（法令等遵守）の取組について、評価・改善活動を行っていますか。	いる・いない	